

同じ。)との続柄、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百条から第九百二条まで(法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定)の規定による相続分及び相続(包括遺贈を含む。以下この号において同じ。)によつて得た財産の価額(個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額)を第一号に規定する各相続人の相続分により按分して計算した額に相当する印紙税額。

相続人が二人以上ある場合には、当該申告書の提出により納付すべき税額を第一号に規定する各相続人の相続分により按分して計算した額に相当する印紙税額。

相続人が二人以上ある場合には、前項の申告書は、各相続人が連署して提出するものとする。ただし、当該申告書は、各相続人が各別に提出することを妨げない。

前項ただし書に規定する方法により第四項の申告書を提出する場合には、当該申告書には、同項第一号に掲げる事項のうち他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

第五項ただし書に規定する方法により第四項の申告書を提出した相続人は、直ちに、他の相続人に対し、当該申告書に記載した事項の要領を通知するものとする。

法第十一條第六項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

二 その他参考となるべき事項

三 通知預金通帳等の範囲

四 その他参考となるべき事項

五 定期預金通帳

六 当座預金通帳

七 複合預金通帳(法別表第一第十八号に掲げる預貯金通帳のうち、性格の異なる二以上の預貯金に関する事項を併せて付け込んで証明する目的をもつて作成する通帳をいう。)

八 複合寄託通帳(法別表第一第十九号に掲げる通帳のうち、預貯金に関する事項及び有価証券の寄託に関する事項を併せて付け込んで証明する目的をもつて作成する通帳をいう。)

(預貯金通帳等に係る申告及び納付の承認の申請等)

第十二条 法第十二条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする最初の課税期間(同項に規定する課税期間をいう。次項及び第六項第二号並びに第十八条第二項において同じ。)の開始日の属する年の三月十五日までに、当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人については、住所及び氏名)

二 当該承認を受けようとする預貯金通帳等の前条各号の区分

三 その他参考となるべき事項

二 法第十二条第四項に規定する口座の数として政令で定めるところにより計算した数は、当該課税期間の開始の時における当該預貯金通帳等の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る口座(統括して管理されている一つの預貯金通帳等に係る二以上の口座については、これらの口座を一つの口座とし、一括して整理するために設けられている二以上の預貯金通帳等に係る口座については、当該口座を構成する各別の口座とする。以下この条及び第十八条第二項において同じ。)の数から、睡眠口座の数及び法別表第一第十八条の非課税物件の欄2に規定する通帳に係る口座(第十八条第二項において「非課税預貯金通帳に係る口座」という。)の数を控除して計算した数とする。

前項に規定する睡眠口座とは、当該預貯金通帳等に係る口座につきその残高(有価証券の寄付印を押した年月日)の数を算出するものである。

四 その他参考となるべき事項

五 定期預金通帳(第七号に該当するものを除く。)

六 当座預金通帳

第十三条 削除

(過誤納の確認等)

第十四条 法第十四条第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

二 当該過誤納に係る印紙税の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる事項

イ 印紙を貼り付けた文書、税印を押した文書又は印紙税納付計器により印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押した文書に係る印紙税(当該文書の種類ごとの数量ごとの数量、当該過誤納となつた金額及び当該印紙を貼付け又は当該税印若しくは納付印を押した年月日)

四 第二項又は法第十條第四項の規定により納

託に係る口座については、当該寄託がされてい有価証券の券面金額の合計額とする。)が千円に満たないもので、当該口座における最後の取引の日から三年を経過したものという。

第十五条 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、法第十五条第一項の規定により担保の提供を命ずる場合には、これを提供すべき期限を指定しなければならない。

2 前項の担保は、その提供を命じた者の承認を受けた場合には、順次その総額を分割して提供することができる。

第十六条 法第十六条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

二 当該過誤納に係る印紙税の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる事項

イ 印紙を貼り付けた文書、税印を押した文書又は印紙税納付計器により印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押した文書に係る印紙税(当該文書の種類ごとの数量ごとの数量、当該過誤納となつた金額及び当該印紙を貼付け又は当該税印若しくは納付印を押した年月日)

四 当該製造、販売又は所持をしようとする物が納付印の印影に紛らわしい外観を有する印影を生ずべき印であるときは、当該印影の

五 申請の理由

六 その他参考となるべき事項

十一条並びに第十二条の規定は、平成十八年一月一日から施行する。
 (印紙税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正前の印紙税法施行令第三十条の規定に該当する普通預金通帳に施行する。改正法附則第三十六条第一項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)に規定する政令で定める日以後継続して使用する場合は、同日以後最初の付込みをして普通預金通帳を新たに作成したものとみなす。

附 則 (平成一四年八月三〇日政令第二
 (施行期日)
 八二号) 抄
 第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。
附 則 (平成一四年一二月六日政令第三
 六三号) 抄
 第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第八
 八号) 抄
 第一条 この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日から施行する。ただし、第二十四条の改正規定は、信託法(平成十八年法律第一百八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二一日政令第一
 八〇号) 抄
 第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月二十五日政令第二
 三七号) 抄
 第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一二月二四日政令第一
 二九六号) 抄
 第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日政令第一
 八〇号) 抄
 第一条 この政令は、平成二十三年三月三一日政令第一号(施行期日)抄
 第一条 この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月二四日政令第二
 二四号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

三一号
 (施行期日)
 第一条 この政令は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日から施行する。

第一条 この政令は、印紙税法施行令第二十八条第一項第一号(売上代金に該当しない対価の範囲等に関する経過措置)による改正前の改正前の印紙税法施行令第三条及び第四条の規定(平成二十五年一月一日)から施行する。

二 略
 目次の改正規定、第二十五条第二号の改正規定及び第七章の次に一章を加える改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定(平成二年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年五月一四日政令第一
 七九号) 抄
 第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一
 五五号) 抄
 第一条 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定及び第十二条第五項の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一
 六号) 抄
 第一条 この政令は、労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。
二 略
 規定及び第七章の次に一章を加える改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定(平成二年五月一日)から施行する。
附 則 (令和三年九月一〇日政令第二
 三号) 抄
 第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六条及び第七条の規定は同年一月一日から、第五条の規定は同年十月一日から施行する。

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。
二 略
 規定及び第七章の次に一章を加える改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定(平成二年五月一日)から施行する。